

1 開会

2 委嘱状の交付

3 自己紹介

4 会長あいさつ

5 会場運営上の説明

(1) 会議録作成のため、レコーダー等で録音をする件

(2) 会議の公開を行う件

6 議題

(1) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に係る令和6年度の実績と評価・検証について

事務局：<説明資料=資料3・資料4・資料5・資料6・資料7>

資料3と資料7を中心に進める。

まず、資料3の報告を行う。あわせて、資料4・5・6についても、準備いただきたい。

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から6年度までの計画で、令和6年度は計画の最終年。後期計画として、すでに「こども計画」を策定しているため、今回は令和6年度の取組結果を報告する。

この計画は、基本理念の実現に向けて、資料4・5・6のとおり、3つの基本目標と11の施策の方向を定め、その目標を達成するために具体的に様々な事業を展開し、特にその中から重点事業と位置づけた50事業（再掲事業を含む）を進捗管理してきた。

資料31ページには評価方法について、2ページから7ページには各事業の施策の内容と評価、7ページの下から10ページに目標の達成度合いと評価・検証を載せているが、時間も限られているので、ここでは総評のみを取り上げる。

資料3の9ページ、全50事業中、「A 十分効果的に実施できた」が34事業、「B 概ね効果的に実施できた」が13事業、合わせた達成率は94%となり、計画の達成度としては、高いものとなった。

一方で、「C 内容の見直しが必要」が3事業となった。

「C」となった理由について、資料の10ページの中段を見てほしい。

一つ目は、資料4 1ページII-1-2 保育士・幼稚園教諭等の確保事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を除き、就職フェアを開催していたが、来場者数の減少や就職フェアの参加者が本市内の保育園等に就職するケースが少なかったことを受け、令和6年度は開催を見送った。しかしながら、本市では依然として保育士の需要が高いため、今後は、より効果的な就職フェアの実施方法や時期を検討していく。

二つ目は、資料4 2ページII-2-3 こどもの居場所づくりの推進事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から5年度にかけては実施箇所数が減少傾向となっていたが、令和6年度においてもその傾向が変わらず、各区・自治会が実施する事業を支援する「こどもの居場所づくり補助金」の見直しを検討していたことから、評価を「C」とした。

また、補助金の見直しにあたっては、地域コミュニティの希薄化等の課題に対しても効果を見込み、老若男女問わず、分館公民館の活用を促すことで、同じ場所にこどもたちも受け入れてもらいやすい内容とした。

なお、新たな補助金は「地域の居場所づくり補助金」として、本年7月より運用を開始したところである。

以上、総評のみを取り上げたが、全体としては高い達成率となっており、毎年、担当課が達成に向け創意工夫を加えながら事業を進めた。今後は、令和7年3月に策定した第3期にあたる「京田辺市こども計画」の目標が達成できるよう、引き続き積極的に事業を進めていく。

続いて、**資料7**の報告を行う。

就学前教育・保育、子ども・子育て支援事業や留守家庭児童会などは、ニーズを見込んでどれだけのサービスを提供していくかを定める必要があり、本市では、ここに定めている。

令和6年度の実施状況等について、こちらも時間が限られているため、各項目の概要のみを報告する。

まず、1ページ「1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園」の《幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）》について報告する。

令和6年度の実施状況は、令和7年3月1日現在、特定施設では654人で、それ以外の施設では276人のこどもたちを受け入れた。幼稚園において、待機児童は発生していない。

次に、4ページの二重括弧のところ、《保育所（園）・認定こども園（保育所枠）》について報告する。

②の令和6年度の実施状況は、令和7年3月1日現在で1,678人のこどもたちを受け入れており、待機児童が125人発生した。

令和7年4月の時点では待機児童は発生していないが、高まる保育ニーズに対応するため、第2期再編整備計画を定め、取り組んでいく。

次に、6ページ「2—① 時間外保育事業（延長保育事業）」について報告する。

令和7年3月31日現在で利用登録者が494人であり、希望者全員の利用ができているため、引き続き事業を進めていく。

次に、7ページ「2—② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」について報告する。

令和6年度は、学校施設の活用などにより、通常期の希望者全員の入会ができている。なお、令和7年3月1日現在での登録児童数は918人であった。

今後の方向性と確保方策については、今後も引き続き、学校施設や民間事業所の活用、留守家庭児童会施設の増設などにより、確保量を増やしていく予定である。

次に、8ページ「2—③ 子育て短期支援事業（ショートステ

イ事業)」について報告する。

令和7年3月31日現在で利用者数が6人で、希望者全員の利用ができているため、引き続き事業を進めていく。

次に、9ページ「2-④ 地域子育て支援拠点事業」について報告をする。

令和7年3月31日現在で利用者数が56, 183人であった。

実績が大きく伸びた要因としては、三山木保育所内にあった地域子育て支援センターを令和6年4月から銀行の跡地へ移転し、事業スペースを拡大して運営を続けており、日曜日においても開設した。また、地域子育て支援センター松井山手については、令和6年度から土曜日においても開設し、さらなる利用者の拡大を図ったことによるもの。引き続き、利用者ニーズを踏まえつつ子育てに係る講習会の内容充実を図る。

次に、10ページ「2-⑤幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）」について報告をする。

令和7年3月31日現在で利用者数が41, 376人で、希望者全員の利用ができた。

引き続き高まるニーズに応えられる体制の整備につとめていく。

次に11ページ「2-⑥ 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業（一時保育事業）」について報告をする。

令和6年度の利用者は6, 116人であった。今後は、キャンセル待ちが発生しないように取り組んでいく。

次に12ページ「2-⑦ 病児・病後児保育事業」について報告をする。

令和6年度の利用者は1, 237人であった。引き続き希望者全員を受け入れられるよう取り組んでいく。

次に13ページ「2-⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」について報告をする。

令和6年度の活動件数は2, 078人で、すべての依頼を受け

ることができた。

引き続き、支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、まかせて会員の登録会・講習会の開催や、会員の定着を図るための研修会や交流会などのPRに努め、増員を図る。

次に14ページ「2-⑨ 利用者支援事業」について報告をする。

令和6年4月1日現在での設置数は、特定型1か所、こども家庭センター型1か所となっており。令和6年度に、「母子保健型」から「こども家庭センター型」へ変更している。

本市の子育て情報を気軽に入手してもらうため、「子育て応援ガイドブック概要版」を1,200部発行し、子育てに関する情報をLINEにおいても発信した。席上に配布しているパンフレットが「子育て応援ガイドブック」であるため、お手すきのときに見ていただきたい。

引き続き、広報媒体や子育て応援ガイドブック、LINE等を活用して情報発信を行っていく。

次に16ページ「2-⑩ 妊婦に対する健康診査」について報告をする。

令和6年度は、535人に受診票を交付し、684人が受診された。引き続き、継続する。

次に17ページ「2-⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」について報告をする。

令和6年度の対象人数は、425人、訪問実施数は418人であった。

今後も対象児全員の訪問ができるよう努めるとともに、対象児が低出生体重児等で入院中であったり、里帰り出産で本市におられないなど訪問できないケースについては、その状況の把握を行っていく。

次に18ページ「2-⑫ 養育支援訪問事業など」について報告をする。

令和6年度実施件数は71件、延べ訪問回数は148回で、希望者全員の訪問ができた。引き続き、継続していく。

次に 19 ページ「2-⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業」について報告をする。

令和 6 年度は、18 件で、今後も引き続き継続する。

次に 21 ページ「2-⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、報告をする。

令和 6 年度においては、民間活力を活用した認定こども園・保育所・小規模保育事業所の整備を行っていないため、0 件であった。令和 7・8 年度には 1 件ずつ予定している。

次に 22 ページ「3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」について報告をする。

表に記載の各種会議を開催し、就学前教育・保育事業を進める上での課題の共有を図った。

引き続き、質の高い教育・保育を保障しながら、多様な教育・保育ニーズに対応していく。

次に 24 ページ「4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項」について報告をする。

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためのものである。

原則として、給付は年 4 回としており、施設や京都府とも連携しながら、引き続き、取り組んでいく。

最後に 25 ページ「5 新・放課後こども総合プランに基づく取組」について、留守家庭児童会については、先ほど 7 ページでも説明したため割愛させていただく。

報告については、以上である。

会長： ただいまの説明について、ご質問・ご意見があればご発言いただきたい。

委員： 保育園について、待機が発生しているとお聞きしたが、きょうだいで同じ園に入れないという声も聞く、そういうことも考えてあげてほしいと思う。

会長： 今、きょうだいで同じ保育所に入れないというのは、どのぐらいあるか。もし、何か市の方で情報があれば教えていただきたい。

なるべくきょうだいは同じ保育所に入るような傾向があるが、そのような形はいかがか。

事務局： きょうだいが同じ園をご希望というのは至極当然のことであるが、ご存知のとおり、現在、市の保育施設の状況は非常に逼迫している。

きょうだいで同じ園を希望される場合は、それなりの優先がつくような調整は行っているところではあるが、残念ながらご希望に沿えないという形になっているところも現状ではある。引き続き全体の保育ニーズを満たせるような供給量の確保に進めていきたく、現在努力しているところである。

以上である。

会長： 全体として、ほとんど空きがないので、なかなか難しいところではあるが、やはり、保護者のご負担を考えると、きょうだい一緒のところがいいかなと思うので、また引き続きご検討のほどよろしくお願ひしたい。

他に質問はいかがか。

委員： 我が子のこともあるが、今、年長で、来年から小学校に上がるため、留守家庭児童会がやっぱり気になっている。何年生まで入れるのかとか、その辺りの情報も自分たちで探れば良いのだが、その情報をどうやってゲットすればいいのか。

近所の人に聞くと、もう3年か4年ぐらいで結構人が多くなってきたから抜けたという話も聞くので、何年生ぐらいまで留守家庭児童会に入るのかなと思っている。

会長： 何年生までということと、情報をどこで入手したかしたらいいかということについて、説明をお願いする。

事務局： 留守家庭児童会については、1年生から6年生までが対象となっている。定員もあり、当初の申込みは例年12月に申込みをいただいて、そこで一定受入れ可能な人数まで（定員まで）であれば入っていただけるが、それを超える申込みがあった場合には、抽選という形になる。

その場合は、最初に申込みされた方から順に入っていき、入れるようになるまで待っていただきながら、順番が来たら入ってい

ただくような形で案内しているところである。

当初の申込みに間に合わない場合は、その後にも順次受付けを行っているが、その場合には、またその当初の申込みの方が入った後に順番に順位をつけながら入っていただくというような形になっている。

専用施設がある留守家庭児童会と学校の施設を借りて運営している留守家庭児童会があるため、学校施設を借りているところについては、また来年度どの程度お借りできるかがはっきりとわからない部分もあるため、その辺りがわかり次第、社会教育課に問い合わせいただければと思う。

会長：この情報はホームページなどに掲載されるということか。または、LINEなどで入手できるのか。

事務局：ホームページは申し訳ないが確認できていない。どういった方法で去年行っていたかについては、確認をさせていただきたい。定員などがわかった段階で、また、問い合わせいただければお示しできると思う。

会長：市民の方々にということであれば、ホームページで一斉公開をする、あと市のお知らせやLINEという形でお知らせいただくと、市民の方々は使いやすいのではないかと思う。いちいち個人の方が問い合わせをするということになると、市の方でも大変ではないかと思うので、また効果的なお知らせの方法を考えていただければと思う。

他に質問はいかがか。

委員：まだ検証はできていないかとは思うが、民間委託をされたが、効果というか、そういうものはもう出ているか。

会長：学童や留守家庭児童会についての民間委託について、いかがか。

事務局：はい。今年の4月から、松井ヶ丘の方で留守家庭児童会の民間委託をしており、直営ではできないような延長保育や長期休業期間中のお弁当の提供などもしていただいている。そのような部分で独自の事業として保護者のニーズにお応えいただいているところかなと思う。実際に利用された方の声は、まだアンケートなどはできていないため、またかかるべき時期が来たら、そういう

たことも含めて、民間委託したことでのメリットがあったのかについて、総合的にアンケート調査をするなどしていきたいなと思っている。

会長： 松井ヶ丘の民間委託について、現在の状況はいかがか。かなり入っているか。いっぱいという形か。

事務局： 松井ヶ丘は、ちょうど定員ぐらいの人数にはなっている状況で、今待っている方もおられない状態である。

会長： 今後、どうだったかという検証も含めて、民間委託をしていかないと立ちいかなくなってくるということがあるので、しっかりとフォローしていただければと思う。

他に質疑はいかがか。

委員： 「なし」

(2) 第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画について

事務局： <説明資料=資料8・資料9>

資料8及び資料9を用意いただきたい。

幼稚園、保育所、認定こども園等の「就学前教育・保育」施設については、令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に沿って、再編整備を進めている。

第1期計画の期間が令和7年度までであることから、令和8年度を始期とする「第2期計画」の策定を進めているところである。

まず、資料8は、第2期計画の策定方針に係る骨子を定めたもので、6月に経営会議において決定し、教育委員会、文教福祉常任委員協議会で報告済みの内容である。

策定方針の骨子は、3の①から⑤に記載している。

3ページ目のイメージ図をあわせて確認いただくとわかりやすいかと思う。

まず、一つ目、①「松井ヶ丘幼稚園の大住こども園への統合について」である。

第1期計画では、幼児期の集団教育を実施する上で、1学級当たりの園児数の下限を10人として、連続する複数の学年で園児数が10人未満となった場合に「集団教育が困難になった園」と

して他園との統合を検討することとしていた。

第1期計画期間中、令和6年度に、松井ヶ丘幼稚園の園児数が当該基準を下回り、検討を重ねた結果、第2期計画以降も幼稚園ニーズが減少することが見込まれるため、大住こども園へ統合することとした。

第2期計画では、統合の時期について、第1期計画の「統合等にあたって」の考え方沿って、令和6年度に入園した3歳児が卒園する令和8年度までは幼稚園での運営を継続し、令和9年度に「大住こども園」に統合するという風に考えている。

続いて、二つ目、②薪幼稚園のこども園化である。

市全体として幼稚園ニーズは下がっている一方で、保育ニーズは高まっており、特に、3歳以上児の受け皿の確保が課題となっていることから、駐車場を確保・整備した上で、薪幼稚園を令和9年度から「認定こども園」として運営してまいりたいと考えている。

続いて、三つ目、③「草内地区における就学前施設の再編について」である。第1期計画では、草内小学校区の就学前施設について、令和7年度から草内保育所の3～5歳児部分を草内幼稚園へ統合し、幼保連携型認定こども園（仮称）草内こども園へ移行するとともに、草内保育所は耐震基準を満たしていない園舎を減築し、0～2歳児のみを受け入れる保育所とする予定だった。しかし、第1期計画期間中に整備した民間小規模保育事業所等からの卒園時の受け皿不足が見込まれたため、再編整備を一旦見合わせた。

3～5歳の受け皿を確保しつつ、耐震基準を満たしていない施設の統廃合を進めるためには、新たなフルサイズの幼保連携型認定こども園の整備が求められ、早急に具体的な整備を進めるべく、令和6年度中に草内保育所の近隣地に「（仮称）草内こども園」の用地を確保したので、第2期計画期間中に整備を進めていく。

続いて、四つ目、④「三山木地区における小規模保育施設の整備」である。

本市では、依然として保育ニーズが高く、4月時点では待機児

童はでていないが、年度途中においては待機児童がでている状況である。この三山木地区における小規模保育施設の整備については、第2期計画に記載するが、実際は、年度途中における待機児童を少しでも早く解消するため、令和7年6月議会で補正予算を計上し、10月開所に向けてすでに準備を進めているところである。

最後に、五つ目、⑤「こども誰でも通園制度」の受け皿の確保である。

「こども誰でも通園制度」は、児童福祉法において位置付けられる制度で、保育所等に入所していない満3歳未満の子どもに適切な遊びや生活の場を提供する事業である。令和8年4月からの実施に向けて体制を整備しているところである。

骨子の最後の項目、今後の転入者の保育ニーズへの柔軟な対応が求められているところである。

また、2ページ目の4「通園区域」については、本市の市立幼稚園は、小学校区と合わせて整備していた経過があったが、現在、再編整備により就学前施設の統合を進める中、幼稚園の園区を小学校区に合わせることが困難となってきているため、将来的な園区のあり方について検討する必要が生じているため、第2期計画の中でも園区の検討についてふれていきたいと考えている。

5のスケジュールについては、5～6月に策定方針を協議・決定してきた。本日の子ども・子育て会議では、策定方針を報告するとともに、計画案についてお示しし、ご意見をいただければと思う。

11月をめどに計画案を決定していき、12月にパブリックコメント、翌2月に計画を策定し、周知してまいりたいと考えている。

以上が資料8の「策定方針について」である。

続いて、資料9の計画素案については、資料8の策定方針に沿って、計画の体裁に落とし込んだものである。

構成としては、「目次」をご覧いただきだい。

まず、2ページに「計画策定の趣旨」「計画の位置付け及び期間」、3ページ～5ページに「第1期計画の成果と課題」、6ページ～19ページに「京田辺市の現状と課題」、20ページ～が先ほど説明した資料8の策定方針を盛り込んだ「第2期計画」となっている。

30ページには、再編整備とともに就学前教育・保育の質を高めるために必要な取組み等を記載している。

本来であれば、すべて説明するところであるが、申し訳ないが、時間の都合上、割愛させていただく。計画素案について、資料9を確認いただき、お気づきの点、ご意見等があれば、この会議が終わった後、期間が短くて申し訳ないが、8月29日（金）を目途に事務局へ連絡いただくようお願したい。

また、今後の会議等でご意見をいただく内容もあわせて計画の素案を調整し、次回11月18日に予定している第2回子ども・子育て会議にパブリックコメント前の案を改めて提示させていただく予定である。

説明は以上である。

会長： ただいまの説明について、ご質問・ご意見があればご発言いただきたい。

委員： 松井ヶ丘幼稚園が大住こども園に吸収されるということだが、令和9年度からということなので、その時の園児は必ず大住こども園の幼稚園の枠には入れるということか。

事務局： 前回の子ども・子育て会議においても同様の質問をいただいたが、統合すると言っている以上は、必ず受け入れていく。心配なさらず話していただきたいと思う。

会長： はい。他にご質問はいかがか。

委員： ここに書いてある、移行する幼稚園からこども園について、こども園の類型は幼保連携型でよいか。それとも幼稚園型等を考えておられるのか。

事務局： 本市の場合はすべて幼保連携型に移行する計画である。

会長： はい。他にご質問があればご発言いただきたい。

委員： 第2期幼稚園・保育所再編整備計画のイメージ図の中で、田辺幼稚園の最終イメージがこども園になっているが、これは田辺幼

幼稚園の園舎をそのまま使ってこども園をされるということか。

事務局： 今のところ田辺幼稚園は、休園という扱いで考えている。

こども園は、0歳から5歳までの全年齢のこどもを受け入れるという施設であるが、0歳から2歳のこどもを受け入れる場合は、給食を提供するにあたり、自園調理が必ず求められるため、厨房を必ず設けることになる。田辺幼稚園の敷地内に厨房を設けた上で、施設を整備していくと、敷地が狭くなるため、建替えは不可能と考えられる。

加えて、今の多様な保育ニーズがある中で、新たに整備をするのであれば、受入れ人数を拡張した上で、受入れ体制を整えていくということもさらに求められるため、今の敷地ではそもそも建替えは困難かと考えている。

田辺地域の中で、最終的にこども園を整備していく計画であるが、それは公立園で求めていくのか、私立の園で整備をされていくかというのは、地域の今後の保育ニーズの動向を見ていく上で判断していくことになるかと思う。

これから、特にアルプラの少し北ぐらいのところに新市街地の整備が動いているが、そこに多くの方がお住まいになられることもあるかと思うので、その時々でニーズが変動していくため、改めて受け皿が必要かどうかについては、またそのときに判断していくことになるのかなと思う。

いずれにしても、最終的に、何らかの施設が必要になったときは、こども園という形態で施設を整備していくことになるかと思う。

委 員： 田辺幼稚園が来年休園になるかと思うが、向こうの新市街地の整備ができ、住宅地が建ったときというのは、幼稚園がない状態であり、その状態でニーズは測りにくいのではないか。

例えば、幼稚園が元々あって幼稚園のニーズが少なくなっているのと、公立の幼稚園がない（ゼロの）状態でニーズと聞かれても、幼稚園の選択肢があれば、幼稚園に入れたいという人もいると思うが、幼稚園がない状態でニーズって言われても、少し考え方方が違うのではないか。

事務局： 田辺幼稚園が休園になることで、元々田辺幼稚園を希望されている方の行き先がなくなるのではないかという疑問がまず前提にあるかなと思う。我々も当然考慮していく必要があると思ってる。まずは田辺幼稚園を希望されていた方が、田辺幼稚園の休園により受けられなくなる保育サービスを少なくとも民間園で公立園と同等の保育を受けられるように、田辺地区の中にある聖愛幼稚園と協定を結んでいる。

さらに、田辺幼稚園が閉まることで、特に、公立園を望んでおられる方は、田辺幼稚園以外の園区にも通っていただけるというような体制をとっている。

そのような点で動きを見ながら、また新市街地の住民の居住動向を見ながら、ニーズを図っていきたい。

会長： 非常に難しい選択ではあるが、どうか。

委員： 私も何年間かPTAの役員をやっていたときに、全く関係ない話ではあるが、そういう「幼稚園なくなるんですか」や「何とかならないんですか」と私に言われても仕方ない話ではあったけれども、そういう話も聞いており、私自身、興戸でこども会をしているときに、やはり小さいお子さんを抱えた方から、「そういうところの何か方策ないんですか」という話を聞いていた。やっぱり幼稚園というものに対するニーズと、先ほど小学校と幼稚園の連携は難しいと仰っていたけれども、田辺小学校の近くに公立幼稚園がなくなっている、聖愛幼稚園と連携されているのもあるのだろうけれども、京田辺市の魅力の一つは、幼稚園と小学校が隣接しているというのも一つなのかと思っている。そこがなくなってくるとこの田辺小学校自体の児童数も減ってくるのかなと思う。それだけが理由ではないかなと思うが、そういうことも踏まえた上で考えていいっていただけたらなと思っていたが、なかなか難しいので、私の意見はこれでもう結構である。

会長： 耐震性の問題もあるため、なかなか難しいところはあるが、本当に京田辺市の魅力というのは、公立の幼稚園から公立の小学校へという形で1園1校という形で今までやってきたというところはあるけれども、やはり保育ニーズがかなり変わってきた。

働くご家庭の方々が多くなってきて、そして幼稚園ではなくて、もう少し保育時間を長くという形で、保育所、そしてこども園のニーズが高まっているというところもあるため、京田辺市としてもなかなか苦渋の選択というところはあるかなというふうに思う。他の園の公立を選べるような形を取るとか、あとは非常に良質な民間幼稚園が京田辺市の中にはあるので、そこと連携していただくという形で乗り切っていくというのも一つの手なのかなと思う。

ただ、やはり京田辺市の保育の質が下がっているということになると一大事であるため、保育士の研修ということも含めて、今後も、保育の質を上げていくということが課題になっていくかというふうに思う。

いかがか、何かあるか。

事務局：もちろん今まで田辺町の時代から、市政の方針として、1校1園、小学校の隣には幼稚園ということをずっと進めてきた。いずれこどもは地元の小学校に上がっていかれるので、通っている幼稚園からすぐ目の前に小学校があり、物理的な近さが、小学校へ上がっていく子どもの不安をなくす、または柔らげるのかなというふうには思う。

そのため、物理的な近さにメリットはもちろん感じているが、ただその近さ以外のところで、子どもをいかに小学校に適切に繋いでいくかということは、統廃合以前からずっと進めているところでもある。5歳児の接続カリキュラム等、教育委員会と連携しながら、スムーズに小学校生活を送っていただけるように受け皿の整備をしていって、取組みを進めているところである。

会長：聖愛幼稚園の幼小連携というのが出たが、いかがか。

幼小連携や5歳児カリキュラム等を行っているので、私立の幼稚園でも小学校との連携というのをしっかりとやっていただいているかと思うけれども、安心して子どもが小学校に移行するというような取組み等もしてくださっている。

委員：はい。今まで田辺幼稚園と小学校で主に連携をとって、年間を通して色々な行事を一緒にしたり、活動されたりして、幼稚園

のこどもが安心して小学校に行けるように活動させていた。聖愛幼稚園ではあまりそういったことができていなかったが、京田辺市と協定を結び、その活動の報告を聞かせてもらい、一緒に研修に参加させていただいて、いろいろ勉強して聖愛幼稚園に持ち帰って話をしていた。

来年度からは、聖愛幼稚園と田辺小学校で一緒に活動させていただけたと話を聞いており、私達もまだまだ勉強していかなければならぬところがたくさんあるので、教えていただきながら地域の皆様のお役に立てるようになって思っている。

会長：　このような取組みも進んでいるので、少しずつ安心できるような体制になるかなと思っている。よろしいか。

他に意見等あれば。

委員：　2点ある。1点目は、幼稚園枠のこどもたちの受け皿のところで、最初の方の資料で、やっぱり市外の八幡や枚方の方の幼稚園に行かれているお母さんが多い。こども園化されるところで、魅力のある、お母さんのニーズに合うような取組みをしていただいたら、京田辺の中で幼稚園に通っていただけのではないかなと思ったりする。

あともう1点は、保育士の確保というところが気になっている。最初の話でもあったが、いろいろフェアをされたけれどもなかなか集まっている状況が京田辺の中にあって、保育園に入りたいお母さんが園に電話すると、「保育士が確保できると枠があるんです」というような言い方をされているということも聞いている。隣接する市町村との兼ね合いもあるかとは思うが、市の方で何か保育士を将来的にこういう感じで受け入れていきたいとか、そのあたりの何か展望等があれば教えていただきたい。

訪問していると、やっぱり育休を取られていて、その時期に戻りたいというお母さんはいらっしゃって、戻れるときに戻れば、次また産みたいというふうに、順番が決まっている。とりあえずこどもを入れて、働いて、また次産みたいっていうこのリズムが、少子化の対策についてもいいのではないかというふうに思っている。

会長： 一つは京田辺市の魅力。保育の魅力を高める工夫ということと、あともう一つは保育士の確保、将来ビジョンがあるか。

事務局： 一つは近隣の市の施設で多く受け入れていただいている現状であるが、特に北部地域、枚方市や八幡市においては、多数の方が、そちらの施設の方に行っていただいている現状である。

こちらについては、現状で言うと、逆に枚方市や八幡市では子どもが減っているという状況があり、一方、京田辺市では保育施設が逼迫している。言い方が適切かわからないが、数的なところではマッチングをしているという現状があり、そちらの方の受入枠を活用させていただいている形で、一旦落ち着いているところが現状としてはある。

ただ、もちろん京田辺市の市民の方であるので、京田辺市の保育施設で受入れができることが一番いいことは考えているため、先ほどの回答とも重なるが、市内の保育ニーズに合わせた供給を効率的に確保できるよう、今後も検討してまいりたい。

もう一点、保育士の確保について、これは当市に限った話ではなく、全国的に保育士の方の供給がニーズに対して少ないような状況である。

もちろん先ほど申しましたように、全国的に見たら保育士が人数的に減っている地域というのはあるが、そのような方が遠方から京田辺市まで通勤していただくことは、現実的ではないので、いかに京田辺市にお越しいただける方を発掘していくかということがあるかと思う。

ただ、いわゆる待遇面で、極端に引き上げるということは現実的には難しいところである。

先ほどの就職フェアの話とも重なるところではあるが、当市には現代こども学科を抱えている同志社女子大学もあり、保育士等の養成機関も地域にはある。残念ながら、そこを卒業された方が当市の保育施設等にたくさん就職をしているかというと残念ながらそういう状況ではない。なかなか現場を見てもらったイメージがつかみにくいということもあるので、この先市内全体の保育ニーズを満たすため、公立園だけではないけれども、実際に市

内にある園を、近隣にせっかく養成機関の学校があるわけだから、そのような方々に見学をしていただき、実態を見ていただくような機会を設けることも今年度検討していこうかと思っている。

そのような何かできることがないかと、取組みを地道に進めてまいりたいと考えている。以上である。

会長：他に何かあるか。よろしいか。

委員：「なし」

(3) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定について

事務局：<説明資料＝**資料8**・**資料9**>

資料10を用意いただきたい。

本件は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について、8月7日に府内組織である子ども・子育て支援施策推進会議で報告し、本日の子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援法に基づく意見を伺うものである。

今回、認可予定の施設の名称は、「ほほえみ保育園 三山木園」、所在地は、三山木中央六丁目4番地4、JR学研都市線「三山木駅」から約250メートル、二叉の交差点から北に進んで左側にあった美容室の建物である。1階部分に小規模保育事業所、2階部分に留守家庭児童会を開所予定である。

設置者は、市内で「ほほえみ保育園 京田辺園」を運営している、また、本会議の澤田委員が理事長をつとめられておられる株式会社Life youth様で、開所予定日は令和7年10月の開所を目指して現在、準備を進めてくださっている。

現在、開所に向けて、**資料10**のとおり、職員配置・設備等・運営・非常災害対策・連携施設について、市の認可基準に適合するように調整を進めてくださっている。2階の留守家庭児童会も含めて、急ぎで調整を進めてくださっている関係もあり、会議資料作成時点では調整中の項目もあるが、これらが整った時点で正式に認可申請関係の書類を提出いただき、9月末に、認可を決定したうえで、10月の開所を目指していただいている。

説明は、以上である。

会長： ただいまの説明について、質問はあるか。また委員の方から何か補足や、特に保育士の確保というのが出ているので、その辺りわかる範囲で何か説明あれば、おっしゃっていただければと思う。

委員： はい。今回的小規模保育をさせていただくのは 9 園目になる。

京田辺市では京田辺園を 3 年前に始め、今回三山木園でもう一園させていただくことになった。

いま、補足を申し上げると、ここに書いている嘱託医は全部決まっており、小児科は三村小児科で、歯医者は同志社前せきにし歯科と決まっている。既に契約を結んでいる。

保育士の確保は、現在常勤正社員が 7 名で、あとパート 4 名で十二分の従業員を揃えている。

本当に私ども、全員で保育士約 96 名いる中で正社員が 80 名ぐらいいる。その確保については、時代の流れに沿っていろいろなことを許してきている。私も保育園事業をやらせていただいて 28 年目となるが、やっぱり昔は髪の毛も黒くなければならぬとか、爪も、ネイルは絶対駄目とか、いろいろな意見を聞いてきた中で、ずっと守ってきた。しかし、最近の若い保育士たちは、次代の流れが違っており、髪の毛も染めたい、爪もかわいくいたい、綺麗でいたいという声が多い中、社員の半分以上、20 代とか 30 代前半多いため、そこを緩和している。

一番大切なのはこどもたちに怪我なく見られるような爪の長さであるので、そのような緩和によって、面接に来てくれる方が多いのではないかと私は思っている。

会長： いろいろな工夫をしていただいて、また留守家庭児童会も運営いただくと思うので、先ほど、別の委員からも質問があったが、留守家庭児童会の方もそのような形で少しずつニーズを満たすような方向でというような形になっている。

他に、他の委員の方々から、何かご質問いかがか。

委員： 保育士確保の観点で、保育士自身から聞いた意見で、ある方が保育士をされていて、超過勤務が非常に多く、1 日 11 時間働き、

年度途中退職する保育士が出て人が足りなくなつて、しづ寄せがある方に来るという話があつた。結局その方も精神的にかなりしんどくなり、体調も崩して保育園を一旦退職されてまた変わられた。難しいところではあると思うが、預けられるお子さんのニーズを満たそうとすると、どうしても時間外勤務や超過勤務ということになる面もあるだろうけれども、今の時代保育士のワークライフバランスも考えて、確保も大事だけれども、中途退職がないということも非常に重要である。それは看護師や病院でも同じだが、そういうところが今の時代大事だと思うので、私立の保育園に関してはもちろん考えておられるとは思うけれども、確保というよりは中途退職をなくすという観点も非常に重要なと日々思つてゐるため、意見させていただいた。

会長：何か工夫とかなさってらっしゃるか？

委員：うちの保育園に関しては残業ゼロを目指している。保護者が遅延で15分遅れるとか30分遅れるというのは仕方がないが、書類がとても多い。こども一人一人の週案、月案とか、たくさん書かないといけない書類を、本当に最低限の種類ができるよう工夫したりしている。

お昼の休憩も寝ている間に1時間きっちり取つており、外に出てもいいというくらいの休憩を取つてゐる。

それは、やはり職員がどれだけいるかということが一番重要なのではないかと思う。職員数が足りないと、毎日8時間労働ではなく、9時間、10時間、11時間いうことになつてしまふため、朝7時から勤務の方は16時に上がるということを本当にをきっちり行つてゐる。そのシフトを行い続けているので残業ゼロが本当に喜ばれている。

会長：はい。あとは保育士の育休等もしっかりと整つてゐるか。

委員：はい。育休・産休は本当に多い。

会長：預ける方もそうだか、やはり預かる方のワークライフバランスも考えていただくということもすごく大事な点であるので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたい。

他に何かあるか。よろしいか。

委 員： 「なし」

(4) その他

事務局： 子育て応援情発信強化事業の案内をさせていただく。

こども未来部では、各種子育て応援事業を実施しているにも関わらず、その情報が市民の皆様に届いていないことなどにより、「事業自体を知らなかった、利用したことがない。もっと早く知りたかった。」という意見をお寄せいただくことが、これまで多くあった。

令和6年度の京田辺市こども計画策定手続きにおける審議過程や、パブリックコメントにおいても、情報発信が課題であることが浮彫りになり、計画を推進するにあたって、情報発信の強化に取り組むことを掲げたところである。

令和7年からこども計画を推進するにあたり、子育て応援情報発信強化事業として取り組むこととなったため、報告する。

取組内容については、今年度は大きく2点あり、一つ目が、インスタグラムのはぐはぐ子育て応援★京田辺市公式アカウントの導入である。また、もう一点はホームページの整備である。一つ目のインスタグラムとも関連するが、インスタグラムでは簡単な内容で注目を集めて、その後はホームページのURLを掲載し、ホームページへ誘導する、といった情報の提供もあり、そのホームページをできるだけわかりやすいように整理するということも併せて進めたいと考えている。

本日配布している資料11は、インスタグラムの案内である。令和7年10月の配信スタートを目指して、ただいまコンテンツの作成に取り組んでいるため、スタート後、ぜひ委員の皆様においては、フォローをお願いできればと思っている。

以上である。

会 長： ただいまの説明について、ご質問ご意見はいかがか。

委 員： このインスタグラムをどうやって市民の人に広めようと思われているか。

事務局： まずは広報紙への掲載や、あと窓口に来ていただいた方、施設

を利用いただいている方、転入、出生や母子手帳を取りに来られた方に、いろいろな機会を通して QR コードを小さい看板にして、手続きの待ち時間にフォローをお願いする。インスタグラムをご利用いただいている方であれば、すぐに目につくところにそういった看板を掲示したり、と考えている。

会長： はい。何かアイディアはあるか。

委員： 施設というのは、多分公共施設かなと思うが、例えば普通的一般的なお店に、小さい QR コードがついた看板みたいなものをレジの横にでも設置してもらい、そこで読んでもらうというふうに、そういう展開をしていった方がいいのかなと思う。

会長： いかがか。例えばアルプラとか、お店との関係もあるので、どの程度行っていただけるかということもあるが、もし何かそういう計画とかあるか。

事務局： 市内の商業施設なども協力いただけるように、ぜひそのような取組も検討してまいりたいと考えている。

会長： 若い世代にとってはインスタグラムとか LINE とか、そういったような形で発信するというところがすごく大事なところかなと思う。やっと京田辺市動き出したかみたいなところだが、やはり周知をしていくことは非常に大事であるので、ここに置いた方がいいよという情報があれば、委員の方々も市の方にお寄せいただければと思う。

また LINE 登録とか、アカウント登録もしていただいて、また使いやすさとか見ていただければと思う。留守家庭児童会の情報発信等もこのインスタグラムで出てくると、「そうだ、こういうのがあったらホームページ見よう」というような形でスムーズに移行できるかと思うので、その辺りぜひやっていただければと思っている。

何か他にあるか？

委員： 「なし」

会長： その他事務局からの協議事項はあるか。

事務局： 「なし」

会長： それでは、全ての議事が終わったため、進行を事務局にお返し

する。

7 閉会

事務局： 次回の会議は、令和7年11月18日火曜日午前中の開催を予定している。決定次第お知らせする。なお、この他、今年度の会議については、現在のところ第3回子ども・子育て会議を2月頃に予定している。

事務局： 本日の議事はすべて終了した。これで、令和7年度第1回京田辺市子ども・子育て会議を閉会する。